

市第 44 号議案 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の特例に関する条例の制定

1 制定理由

令和8年9月7日に前市長から、市長の職を辞するに当たって、自身の現在の任期に係る退職手当を受給しない旨の意思が示され、そのために必要な手続を進めるよう指示がありました。

これを踏まえ、当該退職手当を不支給とするため、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の特例に関する条例を制定します。

2 概要

前市長の令和7年8月30日から令和8年9月7日までの在職期間に係る退職手当（支給予定額：9,312,576 円）を不支給とします。

3 施行日

公布の日（令和8年9月8日から適用）